

平成16年（行ウ）第20号 八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟請求事件

原告 柏村 忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

証 拠 説 明 書（甲B第87～88）

2009年1月21日

水戸地方裁判所 民事第2部 御 中

原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一

外

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
甲B 87	準備書面(15) 写	H19.9.21	群馬県知事 ほか	八ッ場ダム建設事業に対する群馬県の公金支出の違法性が争われている前橋地方裁判所平成16年（行ウ）第43号事件において、被告群馬県知事らが八ッ場ダムの治水上の必要性に関し提出した準備書面15の内容
甲B 88	八ッ場ダム建設事業の治水（公共）に関する費用便益比の計算根拠を示す資料 写	H17.9.9	国土交通省 関東地方整備局	八ッ場ダムの治水費用等に関して便益を受ける地区が、八斗島地点から銚子の河口まで下流部一帯であって、ダム建設地はダムの治水効果を受けないこと